

「議会基本条例(素案)に対するパブリック・コメント及び市民報告会の結果」公表(案)について

1、公表期間

平成26年1月29日(水)～平成26年7月28日(月)

2、公表場所

- (1) 議会事務局、市民情報室、各支所、茂庭・大波出張所、各学習センター及び市民活動サポートセンターでの閲覧
- (2) 市議会のホームページへの掲載

3、公表内容(案)

【別紙「公表案」のとおり】

別紙「公表案」

「議会基本条例(素案)に対するパブリック・コメント及び市民報告会の結果と 議会基本条例(素案)に対する市民の意見とそれに対する市議会の考え方」

I、議会基本条例(素案)に対するパブリック・コメント及び市民報告会の結果

1、意見募集の概要

(1) パブリック・コメント

募集期間 平成25年11月1日(金)～12月2日(月)

閲覧方法 福島市議会だより、福島市議会ホームページ

閲覧所(議会事務局、市民情報室、各支所・茂庭・大波出張所、各学習センター、市民活動サポートセンター)

意見の受付 郵便、FAX、電子メール、直接持参

意見の総数 人数 4名(内訳:電子メール2名、FAX1名、直接持参1名)

件数 25件

(2) 福島市議会基本条例(素案)に関する市民報告会

開催日時 平成25年11月10日(日)午前10時から

参加者数 7名(内1名報道関係者)議員傍聴7名

意見の総数 人数 3名

件数 18件

2、意見の提出状況

意見数(意見提出者数) 43件(7名)

II、議会基本条例(素案)に対する市民の意見とそれに対する市議会の考え方

1、公表期間

平成26年1月29日(水)～平成26年7月28日(月)

2、公表場所

(1) 議会事務局、市民情報室、各支所、茂庭・大波出張所、各学習センター及び市民活動サポートセンターでの閲覧

(2) 市議会のホームページへの掲載

3、議会基本条例（素案）に対する市民の意見とそれに対する市議会の考え方

【別紙：議会基本条例（素案）に対する市民の意見とそれに対する市議会の考え方のおり】

4、修正した福島市議会基本条例（素案）

【別紙：パブリック・コメント及び市民報告会の市民の意見を踏まえて修正した福島市議会基本条例（素案）・逐条解説のおり】

■お問い合わせ■

議会事務局 議事調査課

〒960-8601

福島県福島市五老内町3番1号

電話：024-525-3776

ファクス：024-534-2520